

山梨県公報

第千八百二十号

平成二十年

一月七日

月 曜 日

目次

告示

家畜体内受精卵移植に関する講習会の開催……………一

道路の供用開始(三件)……………一

電線共同溝を整備すべき道路の指定……………二

公告

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………二

特定非営利活動法人の設立の認証申請……………二

正誤

平成十九年三月十五日付け第千七百四十四号中……………三

告示

山梨県告示第一号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第十六条第二項の規定により、平成十九年度家畜体内受精卵移植に関する講習会を次のとおり開催する。

平成二十年一月七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 家畜の種類

牛

二 開催期間

平成二十年二月四日(月)から同月二十六日(火)までの十六日間(土曜日、日曜日及び国民の祝日は除く。)

なお、二月二十七日(水)及び同月二十八日(木)に修業試験を行う。

三 開催場所

北杜市長坂町長坂上条六百二十一番二号 山梨県酪農試験場

四 定員

十五名

五 受講資格

牛の家畜人工授精師の免許を有する者

六 受講申込方法

受講希望者は、受講申請書に家畜人工授精師免許証の写しを添えて平成二十年一月二十三日(水)までに山梨県農政部畜産課(甲府市丸の内一丁目六番一号)に提出すること。ただし、家畜改良増殖法施行規則(昭和二十五年農林省令第九十六号)第二十四条の二の規定に基づき受講及び修業試験の免除を受けようとする者は、学科目取得証明書を併せて提出すること。

七 その他

詳細については、山梨県農政部畜産課(電話〇五五 一三七 一一一 内線五二六二番)に問い合わせること。

山梨県告示第二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十年一月二十八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年一月七日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期 日
一般国道	一三九号	大月市賑岡町畑倉字ヤスバ五八 四番の一地先から 大月市賑岡町畑倉字ヤスバ五八 七番の二地先まで	四三・〇	平成二十年 一月七日

山梨県告示第三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十年一月二十八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年一月七日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	桑西下真木線	大月市大月町真木一六四六番の 一地先から 大月市大月町真木一九二四番の 一地先まで	五一・〇	平成二十年 一月七日

山梨県告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十年一月二十八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年一月七日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	桐原藤野線	上野原市桐原字下垣外五七三九番の 一地先から 上野原市桐原字下垣外五七四二番の 一地先まで	三七・七	平成二十年 一月七日

山梨県告示第五号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備するべき道路を指定した。

平成二十年一月七日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	区
県道	富士河口湖富士線	南都留郡富士河口湖町船津三九一番の 一地先から 南都留郡富士河口湖町船津一三九四番の 一地先まで	間

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十年一月七日

山梨県知事 横内正明

- 申請のあった年月日 平成十九年十二月十七日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- 名称 特定非営利活動法人 葎和会
- 代表者の氏名 功刀紘
- 主たる事務所の所在地 山梨県葎崎市本町一丁目十七番四十四号
- 定款に記載された目的
この法人は、葎崎地域を中心とした障害者及びその家族、保護者、並びに地域住民に対して、小規模作業所等の設置運営に関する事業、困難な障害による同じ思いを持つ人との連携と組織活動の充実強化、障害・精神保健思想の普及と啓発、情報発信活動等を実施し、障害者、特に精神障害者の社会参加の促進、社会復帰対策の充実と自立した生活が出来るような社会環境づくりに寄与することを目的とする。
- 縦覧期間 平成十九年十二月十八日から平成二十年二月十七日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十年一月七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 申請のあった年月日 平成十九年十二月十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人みのぶ観光センター

2 代表者の氏名 加藤基道

3 主たる事務所の所在地 南巨摩郡身延町切石南割百九十二の二番地

4 定款に記載された目的

この法人は、地域の観光資源を新たな地域ブランドとして定着させ、多くの観光客を誘客し、地域を訪れた観光客が、自然、文化、歴史に触れ、温泉等において癒され、地域特産の食等に満足して、元気を取りもどすことができる地域づくりを目指すとともに、観光客の再訪を促して、地域の活力を取り戻し、以て地域中小企業者及び住民の活性化の促進に資することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十九年十二月十八日から平成二十年二月十七日まで

正 誤

平成十九年三月十五日山梨県告示第八十一号（保安林の指定施設要件の変更の予定）
一五九ページ下段終わりから二行目「主伐に係る」を削る。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番